

## 4. 登録取消しの通告

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「投信法第215条第2項の規定による登録取消しの通告」を受けた場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号b(d)】

※ 登録取消しの通告には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

#### 〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 純資産の額が最低純資産額を下回った場合には、「その他上場REIT又は投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実」の発生として、内閣総理大臣から登録取消しの通告を受ける以前に開示を行ってください。
- ③ 通告を受けたにもかかわらず、当該通告の期間内に純資産額が最低純資産額に回復しない場合には、「投資法人における上場廃止の原因となる事実」の発生としての開示が必要となります。

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 通告を受けた日
- b. 登録取消しの通告を受けるに至った経緯
- c. 通告の内容
- d. 今後の見通し
  - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

#### ○（参考）最近3営業期間の運用状況等

- ・ 最近3営業期間の営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益、1口当たり当期純利益、1口当たり分配金、1口当たり純資産、純資産、総資産を記載する。

**(開示様式例) 本投資法人に対する登録取消しの通告に関するお知らせ**

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。  
開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ず参照してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

〇〇〇〇投資法人

代表者名 執行役員 〇〇 〇〇

(コード: 〇〇〇〇)

資産運用会社名

〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇

(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

**本投資法人に対する登録取消しの通告に関するお知らせ**

本投資法人は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、以下のとおり、投資信託及び投資法人に関する法律第215条第2項の規定による登録取消しの通告を受けましたので、お知らせいたします。

**1. 登録取消しの通告を受けるに至った経緯**

**2. 通告の内容**

**3. 今後の見通し**

(その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上

(参考) 最近3営業期間の運用状況等

決算期	****年**期	****年**期	****年**期
営 業 収 益	百万円	百万円	百万円
営 業 利 益	百万円	百万円	百万円
経 常 利 益	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益	百万円	百万円	百万円
1口当たり当期純利益(円)	円	円	円
1口当たり分配金(円)	円	円	円
1口当たり純資産(円)	円	円	円
純 資 産	百万円	百万円	百万円
総 資 産	百万円	百万円	百万円